亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第38号

亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例施行規則の一部を 改正する規則

第 1 条 亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例施行規則(平成 1 7 年亀山市規則第 1 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第22項」を「第24項」に、「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第1項に規定する知的障害者援護施設」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定するのぞみの園及び同条第11項に規定する障害者支援施設、同法附則第18条第1項に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設」に改める。

第2条 亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例施行規則の一部 を次のように改正する。

第2条中「第24項」を「第25項」に改める。

附具

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。